

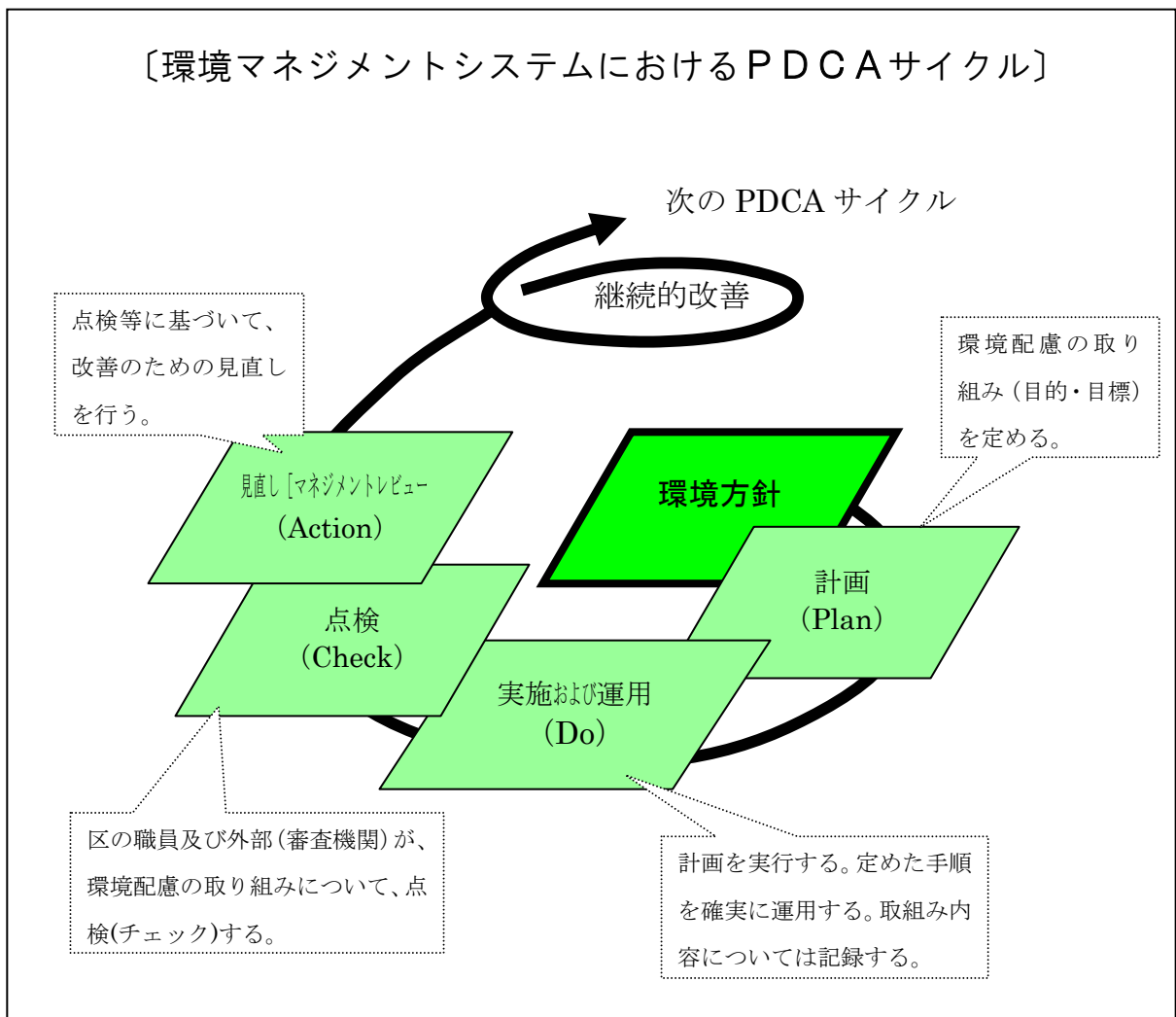
第5章 区の事務事業における環境配慮行動の推進

1 環境配慮の推進

区は、率先して環境に配慮した行動を進めるため、ISO 14001 の認証を取得し、環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)を運用しています。

EMSとは、環境保全と汚染の予防を目的として、「企業や自治体などの組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組み」をいい、①計画(Plan)②実施及び運用(Do)③点検(Check)④見直し(Action) からなります。(下図：環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクル参照) その仕組みを、国際標準の規格として定めたものが、ISO 14001 です。

区では、区長の定めた環境方針 (P. 153 参照) に基づき、職員のひとりひとりが、環境に配慮した業務を行い、EMSの運用状況について、区職員によるチェックを行う(内部監査)とともに、毎年外部の審査機関による審査を受け、ISO 14001 の認証を維持するよう努めています。



2 平成 19 年度の取り組みの概要

(1) 環境保全を進める活動

区は、環境基本計画などの各種計画に基づき、環境を保全するための活動に努めています。EMSでは、これらの活動について、毎年目標を定め、進み具合を定期的にチェックすることにより、よりよい活動につなげていこうとしています。

平成 19 年度は、取り組み事項 33 項目中 26 項目を達成しました。ここでは「足元からの行動を広げる取り組み」等から主な事業活動を紹介します。

- 19 年 9 月、環境施策の新たな展開などの状況に対応し、区の環境保全施策を計画的に推進することを目的として、平成 12 年度策定の「環境基本計画 2001-2010」を改定しました。
- ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化し、区が行う環境教育事業への協力を促進することを目的に、19 年度は学校や環境月間行事等へ 27 名のエコ・アドバイザーを派遣しました。
- リサイクル・環境学習の拠点である区内で 3 番目のリサイクルセンター（仮称桜台リサイクルセンター）の開設に向けて、桜台保健相談所跡地施設の改修工事を開始し、仮称桜台リサイクルセンターを整備するための開設準備を進めました。

(2) 省エネルギー・省資源活動

区では、各職場において職員が「冷暖房の設定温度を適性にする」「昼休みや残業時において、支障のない範囲で一部消灯を徹底する」などの取り組みを行い、環境への負荷を減らすように努めています。（下表）

〈省エネルギー・省資源活動実施状況〉

主な取り組み目標		平成 19 年度実績	
電気使用量	平成 22 年度において、平成 17 年度を基準とし、概ね 1 %以上削減する。	平成 17 年度比	1.1%増加
都市ガス使用量			1.1%削減
水道使用量			10.3%削減

※ 温室効果ガス（CO₂）排出量 37,889t：平成 17 年度比 0.22%減
（温室効果ガス排出量の算出に当たっては、平成 14 年度の排出係数により算出。）

3 継続的改善をすすめるために

区は、EMSの導入に当たり、事務事業の実施と環境との関係性（良い影響と負荷を与える影響の双方）を洗い出しました。これを基に目標や取組み内容を定め、資源・エネルギーの適正利用の推進や環境保全に向けた活動を行っています。

今後は、EMSの仕組みそのものを、より効果的に活用できるように改善しながら、資源・エネルギーの更なる効率的利用や各種計画・施策の継続的な改善に努めていきます。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にす文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくるのが、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、新長期計画ならびに環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

1 率先して環境への負荷を減らします。

- (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
- (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

2 みどりと共生できる生活都市を推進します。

- (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
- (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
- (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。

- (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
- (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
- (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

平成 19 年 10 月 11 日

練馬区長 志村 豊志郎